

**【区分】**

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-05. 火災対応

【02】消防要員の確保と消防隊の出動

**【教訓情報】**

01. 各消防本部・消防局では、地震発生と同時に非常参集がかけられた。消防職員自ら被災者であるケースも多く、また交通障害もあって参集には時間を要したが、参集率は高かった。

**【教訓情報詳述】**

01) 被災各市町の消防局・消防本部では、地震発生と同時に、事前に定められていた警防規程などに基づく自主参集などが適用され、非常招集が行われた。

**【参考文献】**

【参考】各市町の非常参集については、『阪神・淡路大震災誌』(財)日本消防協会(1996/3),p.17-180]にある。

**【区分】**

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-05. 火災対応

【02】消防要員の確保と消防隊の出動

**【教訓情報】**

01. 各消防本部・消防局では、地震発生と同時に非常参集がかけられた。消防職員自ら被災者であるケースも多く、また交通障害もあって参集には時間を要したが、参集率は高かった。

**【教訓情報詳述】**

02) 各市町の消防本部・消防局では、地震発生後3～5時間で80から90%以上の職員が参集、その多くが自主参集だった。

**【参考文献】**

【参考】『阪神・淡路大震災誌』(財)日本消防協会(1996/3),p.177-180]より、各市町の招集状況をまとめると、以下の通り。なお、このうち、特に非常招集の連絡が行われたという記録がないのは、尼崎市、西宮市、宝塚市、川西市である。

神戸市:地震発生2時間後で50%、5時間後で90%の参集率

尼崎市:発災後の10時には対象職員の84%に当たる243名が参集、約90%の稼働人員

西宮市:3時間以内に160名が参集、当務員と合わせて78%の職員が確保できた

芦屋市:正午までに46名(招集率81.0%)

伊丹市:3時間以内の参集者89名、当務員47名と合わせて136名、77.3%の職員確保

宝塚市:12時には138名(89%)の職員が参集、総勢197名となる

川西市:3時間以内に延べ80名(消防職員確保率85%)

明石市:4時間以内の参集率90%

淡路広域消防事務組合消防本部:3時間以内参集率92.2%

豊中市:3時間以内66%

>

【参考】神戸市消防局職員のうち65%が自発的に参集した。その他、神戸市消防局職員の参集状況、参集方法などについては、『神戸市消防局『阪神・淡路大震災における消防活動の記録【神戸市域】』(財)神戸市防災安全公社(1995/5),p.27-28]参照。

**【区分】**

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-05. 火災対応

【02】消防要員の確保と消防隊の出動

**【教訓情報】**

01. 各消防本部・消防局では、地震発生と同時に非常参集がかけられた。消防職員自ら被災者であるケースも多く、また交通障害もあって参集には時間を要したが、参集率は高かった。

#### 【教訓情報詳述】

03) 神戸市、淡路広域消防事務組合消防本部などでは、事前規定で自主参集が定められていたが、念のため職員に非常招集の伝達が行われた。

#### 【参考文献】

【引用】<神戸市消防局>1月17日5時46分の地震発生と同時に消防局では、事前規定(警防規程第119条、震度5以上の発生時には、非常参集する。)により、全職員が参集・配備される甲号非常招集が発令された。震度5以上では、全職員が参集することとなっているが、地域によっては揺れを感じられない場合も考えられた。このため、神戸市消防局では、6時、確認のため消防局全職員に非常招集の伝達を行った。消防本部各課へは非常順次通報装置で、また市内11消防署へは司令課から直接伝達した。[『阪神・淡路大震災誌』(財)日本消防協会(1996/3),p.177-178]

>

【参考】神戸市消防局職員のうち、「非常招集を何で知ったか」という問に対して「電話連絡を受けた」と答えた者の割合は33%。[神戸市消防局『阪神・淡路大震災における消防活動の記録(神戸市域)』(財)神戸市防災安全公社(1995/5),p.28]

>

【引用】<淡路広域消防事務組合消防本部>職員の非常参集規定では、管内に非常災害の発生を確認したときは自主参集することになっているが、119番の入電状況から地域によっては災害を認知できない場合も考えられた。したがって、6時20分職員全員に対し1号非常招集が発令された。[『阪神・淡路大震災誌』(財)日本消防協会(1996/3),p.180]

---

#### 【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-05. 火災対応

【02】消防要員の確保と消防隊の出動

#### 【教訓情報】

01. 各消防本部・消防局では、地震発生と同時に非常参集がかけられた。消防職員自ら被災者であるケースも多く、また交通障害もあって参集には時間を要したが、参集率は高かった。

#### 【教訓情報詳述】

04) 神戸市内の消防署の中には、非常順次通報装置が使用不能になったり、電話の輻輳により連絡をとることは困難だったところもあった。

#### 【参考文献】

【参考】神戸市内の各消防署の非常招集の状況については、以下のとおりである。[神戸市消防局『阪神・淡路大震災における消防活動の記録(神戸市域)』(財)神戸市防災安全公社(1995/5),p.43-106]

東灘消防署:非常順次通報装置により6時に非常招集実施(同書p.43)

灘消防署:非常順次通報装置が地震の揺れで転倒していたため職員に電話で招集を連絡(同書p.49)

葺合消防署:電話回線が不通のため非常招集は不可能に近い状態(数人の職員のみ連絡できた)(同書p.55)

生田消防署:事務所の電話が使用可能だったので、手分けして非常招集の連絡を実施したが、間もなく電話は不通になった(同書p.61)

兵庫消防署:電話は不通となり、職員全員への連絡はとれなかった。(同書p.73)

長田消防署:非常招集を連絡しようとしたが、電話使用不能のため連絡はできなかった。(同書p.79)

須磨消防署:電話による非常招集を実施した。(同書p.85)

北消防署:非常順次通報装置により非常招集を電話連絡した。(同書p.97)

西消防署:非常順次通報装置により、職員への伝達を行った。(同書p.103)

---

#### 【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-05. 火災対応

【02】消防要員の確保と消防隊の出動

#### 【教訓情報】

01. 各消防本部・消防局では、地震発生と同時に非常参集がかけられた。消防職員自ら被災者であるケースも多く、また交通障害もあって参集には時間を要したが、参集率は高かった。

#### 【教訓情報詳述】

05) 豊中市消防本部では、参集基準を震度5と定めていたが大阪管区气象台発表は震度

4だったこと、職員の市内居住率が34%と低かったことから、参集率が比較的lowかったとされている。

#### 【参考文献】

【参考】豊中市消防本部の非常招集参集率、およびそれが必ずしも良好とはいえない結果になったこと  
の要因については、[『阪神・淡路大震災誌』(財)日本消防協会(1996/3),p.180]にある。

---

#### 【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-05. 火災対応

[02] 消防要員の確保と消防隊の出動

#### 【教訓情報】

02. 消防施設へも被害が発生し、出動に影響したところがあった。

#### 【教訓情報詳述】

01) 消防庁舎の被害は神戸市で大きく、特に中央区の3署に大きな被害が出た。

#### 【参考文献】

【参考】消防庁舎の被害については、[『阪神・淡路大震災誌』(財)日本消防協会(1996/3),p.91]参照。特に神戸市中央区の被害が大きかったことが述べられ、以下のように示されている。

生田消防署:地震によってコンクリート柱や耐力壁に亀裂が生じ、倒壊の危険があるため使用不能。栄町消防出張所へ緊急移転し業務にあたった。

葺合消防署:望楼が崩壊し落下。コンクリート柱や梁に亀裂があり、倒壊の危険があったため使用不能となった。大阪ガス兵庫供給部の施設を借り、業務にあたった。

水上消防署:車庫と署前地盤の境から2mほどの高さで泥水が噴出、庁舎が泥水に埋まった。それに伴い、庁舎が30cmほど地盤沈下し、傾斜。余震に伴う倒壊の危険性があるため、バスを借り上げ、職員の待機場所とした。

東灘消防署青木消防出張所:大きな被害を受け使用不能となったため、東灘消防署に移転。

東灘消防署:壁体の亀裂・離脱、地盤沈下被害。

灘消防署:望楼が倒壊寸前の危険な状態。

>

【参考】神戸市消防局の消防庁舎の被害は、以下のとおり。[神戸市消防局『阪神・淡路大震災における消防活動の記録【神戸市域】』(財)神戸市防災安全公社(1995/5),p.13]

生田・葺合消防署、東灘消防署青木出張所:庁舎の主要構造部であるコンクリート柱や耐力壁に亀裂、危険な状態となったため、緊急に庁舎を移転。

水上消防署:液状化現象により庁舎が傾斜、仮設待機所を建設し夜間は避難。

>

【参考】神戸市消防局の施設被害については、[熊谷良雄「緊急対応施設の被害と復旧」『地震災害の教訓』(財)都市防災美化協会・地域安全学会震災調査研究会(1996/8),p.62-64]に詳しい。

---

#### 【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-05. 火災対応

[02] 消防要員の確保と消防隊の出動

#### 【教訓情報】

02. 消防施設へも被害が発生し、出動に影響したところがあった。

#### 【教訓情報詳述】

02) 地震動により車庫内もロッカー等が散乱したり車両が移動していた。車庫シャッターが開けられなかったため、消防車の出動に支障が生じた。

#### 【参考文献】

【参考】神戸市消防局の施設被害については、表1.3.9 神戸市消防局の消防署所の被害と対応[熊谷良雄「緊急対応施設の被害と復旧」『地震災害の教訓』(財)都市防災美化協会・地域安全学会震災調査研究会(1996/8),p.63]にある。

>

【参考】神戸市消防局の施設被害については、表4-90 神戸市消防局庁舎被害状況[消防庁『阪神・淡路大震災の記録1』ぎょうせい(1996/1),p.322]にある。これによると、車庫シャッター開閉不良は、長田消防署大橋出張所のほか、長田消防署本署、生田消防署栄町出張所、須磨消防署板宿出張所などにも発生している。

>

[引用] 長田消防署大橋出張所。吉川洋三消防士長(40)は、待機室から一階の車庫へ転がるように下りた。ポンプ車「長田2」と救急車の二台は地震の揺れに動かされ、車止めを乗り越えて車庫のシャッターに突っ込んでいた。近くのビルの間から赤い炎が見えた。「大橋町三丁目、炎上中」。吉川さんは本署との専用電話で伝え、ヘルメット、防火衣を身に着けた。「長田2」で出勤しようとした時だった。「シャッターが開きません」。隊員の報告に驚いた。開閉は電動式。停電時はチェーンで引き上げるが、シャッターはレールから外れている。しかも一昔前の重量シャッター。人力ではどうにもならない。「切断しかない」。道具を求め、二人が本署に走った。...(中略)...本署から持ち出したエンジンカッターや溶断機では、作業は進まない。火事独特のにおいは迫ってきた。焦る重田さんは、レッカー車が走ってくるのを見た。道に走り出て立ちふさがり、車を止めた。「緊急や。シャッターを開けてくれ」。運転手も事態が分かった。シャッターにワイヤロープをかけ、一気にめくり上げた。その際に車二台を外に出した。午前七時。発生から一時間余りがたっていた。[神戸新聞社『大震災 その時、わが街は』神戸新聞総合出版センター(1995/9),p.99-101]

>

[引用] (神戸市長田消防署)大橋出張所では、車庫のシャッターが変形のため消防車を所外に出せない状況であった。小隊長は出張所西側の大橋3丁目、若松3丁目付近で火災があがっているのを発見。消火栓直付けで放水を試みるが、十分な水が出なかった。なんとか、シャッターを開放し、本署から持ち帰った長田13(本署・化学車)と長田2(大橋・ポンプ車)の2隊で防火水槽に部署し、防御にあたった。[神戸市消防局『阪神・淡路大震災 神戸市域における消防活動の記録』(財)神戸市防災安全公社(1995/3),p.79]

>

[参考] 震度5以下の自治体においても、消防庁舎のガレージ電動シャッターが停電のために開けなかったとの報告もある。[『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),p.73]

---

#### 【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-05. 火災対応

【02】消防要員の確保と消防隊の出勤

#### 【教訓情報】

03. 神戸市などでは、消火活動を最優先とした消防隊出勤がとられたが、出勤途中などで救出・救助の依頼に応じざるを得ない場面もあった。

#### 【教訓情報詳述】

01) 消火活動に向かう消防隊の中には、火災出勤の途中や到着現場で住民に取り囲まれ、救助活動に従事せざるを得ない場合もあった。

#### 【参考文献】

[引用] 救助事案が数多くの火災現場の周囲で発生したことや、出勤途上で住民に取り囲まれて救助活動に従事したことから、消火活動の手を削減された...(後略)...[『大震災に学ぶ - 阪神・淡路大震災調査研究委員会報告書 - (第二巻・第7編)』(社)土木学会関西支部(1998/6),p.37]

>

[参考] 火災出勤中の消防隊に対して救助要請が相次いだ様子については、[神戸新聞社『大震災 その時、わが街は』神戸新聞総合出版センター(1995/9),p.102-103]にある。

---

#### 【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-05. 火災対応

【02】消防要員の確保と消防隊の出勤

#### 【教訓情報】

03. 神戸市などでは、消火活動を最優先とした消防隊出勤がとられたが、出勤途中などで救出・救助の依頼に応じざるを得ない場面もあった。

#### 【教訓情報詳述】

02) 消火活動と救助活動を並行して実施する必要があったが、消防としては「消火活動優先」という立場をとろうとしたところもあった。

#### 【参考文献】

[引用] 生田署の場合、最優先だったのは火災だ。もし火が燃え広がったら消防しか手が出せない。火災通報が来たら即座に対処できるよう、救出現場への派遣はできるだけ近隣に限った。[1.17神戸の教訓を伝える会『阪神・淡路大震災 被災地“神戸”の記録』ぎょうせい(1996/5),p.46]

>

[引用] 消火部隊が火災の現場に向かう途中で、住民から救助を求められた場合、果たして救助を求める

人を無視して火災現場に向かえるのかという問題が議論された。火災の延焼拡大のスピードを考慮すれば、やはり消火優先が原則であろう。また、警察等他の機関は消火能力を有していないことを考えても、まず、火災の一拳鎮圧に全力をつくすとともに、避難場所や避難路を確保することも求められる。[大規模災害消防応援研究会『大規模災害における消防の広域応援ハンドブック』東京法令出版株式会社(1997/4),p.46-47]

>

[引用] (被災自治体消防担当職員ヒアリング結果) 発災直後は、当務の救助専任職員も火災現場に出動した。救助事案の通報が入っても、当務員ではまったく対応できる数ではなく、記録を残すだけになった。[『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),p.5]

---

#### 【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-05. 火災対応

[02] 消防要員の確保と消防隊の出動

#### 【教訓情報】

04. 倒壊建物等による道路閉塞、交通渋滞などが消防車両の通行を阻んだ。(「第1期 初動対応, VI.緊急輸送, A.道路交通」参照)

#### 【教訓情報詳述】

00) 消火活動と救助活動を並行して実施する必要があったが、消防としては「消火活動優先」という立場をとろうとしたところもあった。

#### 【参考文献】